利用規約

【参考訳】本書は英語原文の参考翻訳です。英語版と本翻訳との間に矛盾又は不一致がある場合は、英語版が優先されます。

本利用規約（以下「本規約」（"Terms"）ともいう。）は、お客様（以下に定義する。）と、デラウェア州法人であり、主たる所在地を 2261 Market Street #4331, San Francisco, CA 94114 に置く Sensor Tower, Inc.（以下「Sensor Tower」又は「当社」（"We"、"Us"、"Our"）という。）との間で、本サービス（以下に定義する。）に関して締結される拘束力のある契約である。本規約は、お客様が本規約に関して「同意します」、「承諾します」又はこれらに類する文言が記載されたボタンをクリックし、又はボックスにチェックを入れることにより本規約に同意した日（又は、それより早い場合には、お客様が本サービスへのアクセスを開始した日）、又はお客様が本規約に言及する注文書を締結した日に発効する。お客様と AppMagic Inc.、data.ai inc.、data.ai Europe Limited、Pathmatics, Inc.、Playliner OY 又は Video Game Insights LTD との間の本サービス（又はその機能）に関する従前の契約は、本規約により置き換えられる。

本規約を注意してお読みいただきたい。本規約を締結することにより、お客様は、

1. 本規約、及び参照により本規約に組み込まれる可能性のあるその他の条件、規約、方針及び文書を読み、理解し、これらに拘束されることに同意したことを確認し、かつ
2. 18 歳以上である（又はお客様が居住する法域における成年年齢に達している）ことを確約する。

お客様が組織を代表して本規約に同意する場合、お客様は、当該組織を代表して本規約を締結し、当該組織を拘束するために必要な組織上及び法律上の権限を有することを表明し、保証する。本規約は、下記第 26 条（紛争解決）に従い、陪審裁判又は集団訴訟ではなく、拘束力のある仲裁により紛争を解決することを求めている。

1. 定義。以下の用語は、以下の意味を有する。

A. 「関連会社」（"Affiliate"）とは、当該主体を直接若しくは間接に支配し、当該主体により支配され、又は当該主体と共通の支配下にある主体をいう。

B. 「AI」（"AI"）又は「人工知能」（"Artificial Intelligence"）とは、広く、訓練可能かつ設定可能であり、人間が人間の知能を用いて通常行うタスク（データからの学習、推論、問題解決、コンテンツの生成、予測又は推奨の作成を含むがこれらに限られない。）を実行することができる技術、装置、コンピュータシステム及び／又はソフトウェアをいう。

C. 「AI モデル」（"AI Model"）（又は「人工知能モデル」（"Artificial Intelligence Model"））とは、人間が人間の知能を用いて通常行うタスク（データからの学習、パターン認識、推論、問題解決、コンテンツの生成、予測又は推奨の作成等を含むがこれらに限られない。）を実行するよう設計された AI をいう。これには、機械学習（「ML」）モデル、深層学習モデル、大規模言語モデル（「LLM」）、敵対的生成ネットワーク（「GAN」）、ニューラルネットワーク、並びにデータ又はコンテンツを処理、分析、作成及び／又は変更することができるその他一切の計算手段が含まれるが、これらに限られず、当該システムが専有のもの、一般に利用可能なもの、商用のもの、オープンソースのものその他のいずれであるかを問わない。

D. 「AI ツール」（"AI Tool"）とは、専有のもの、第三者のもの、オープンソースのもの、クラウドホスト型のもの又はオンプレミス型のもののいずれであるかを問わず、人工知能又は機械学習を利用するあらゆる AI モデル、AI を活用したツール、ソフトウェア、サービス、プラットフォーム又はシステムをいう。

E. 「API」（"APIs"）とは、本サービスとのインターフェース、接続又は情報交換のためのアプリケーション・プログラミング・インターフェースその他のプログラムによるインターフェースをいう。

F. 「アプリプラットフォーム」（"App Platforms"）とは、アプリケーションプラットフォーム（Apple App Store™、Google Play Store™及び Google Firebase™等）、その他のアプリストアの開発者ポータル、並びにデジタル配信、分析、広告及び収益化を提供するその他のオンラインデータサイト、サービス又は情報源をいう。

G. 「アプリプラットフォームアカウント」（"App Platform Accounts"）とは、お客様がアプリプラットフォームにアクセスするために使用するアカウント（Apple App Store、Google Play Store Steam Store 及び Firebase Store を含むがこれらに限られない。）をいう（個別に「アプリプラットフォームアカウント」（"App Platform Account"）という。）。アプリプラットフォームアカウントを当社の本サービスと連携させることは任意である。ただし、注文書又はサブスクリプションプランにより特定の本サービスの条件として要求される場合はこの限りでない。

H. 「アプリ」（"Apps"）とは、アプリプラットフォームにより提供され、又はアプリプラットフォームを使用して開発されたアプリケーションであって、本サービスによりインサイトが提供されるものをいう。

I. 「認定ユーザー」（"Authorized User(s)"）とは、(1)お客様が組織である場合には、お客様に代わって本サービスにアクセスするお客様の個々の従業員をいい、(2)お客様が個人の資格で本サービスにアクセスし、これを利用する個人である場合には、お客様をいう。

J. 「秘密情報」（"Confidential Information"）とは、一方の当事者（以下「開示者」（"Discloser"）という。）が本サービスに関連して他方の当事者（以下「受領者」（"Recipient"）という。）に開示する機密性のある情報であって、「秘密」若しくは「専有」と指定されたもの、又はその情報の性質に照らして秘密であると合理的に予想されるものをいい、その形式を問わず、開示者が秘密として保持するよう合理的な努力を払っているものをいう。

K. 「データアクセスサービス」（"Data Access Service"）とは、Sensor Tower が提供する API サービス、MCP サービスその他のプログラムによるアクセスサービスであって、顧客によるサービスデータへのプログラムによるアクセスを可能にするもの（データアクセスサービス補足規約（https://sensortower.com/tos-data-access-service-supplement で入手可能）及び本契約に記載されるとおり）をいう。

L. 「無料ティア」（"Free Tier"）とは、お客様に無償で提供される本サービス（又はそのバージョン）であって、機能及び／又はサービスデータの点で制限される場合があるものをいう。

M. 「MCP」（"MCP"）又は「モデルコンテキストプロトコル」（"Model Context Protocol"）とは、AI ツールが構造化されたインターフェースを通じてプログラムにより本サービスにアクセスし、サービスデータをリアルタイムで取得することを可能にする Sensor Tower のプロトコルをいう。

N. 「MCP サービス」（"MCP Services"）とは、顧客の AI ツールが MCP を介してサービスデータにアクセスし、これを取得することを可能にする Sensor Tower の MCP サーバーエンドポイント及び関連ツールをいう。

O. 「注文書」（"Order Form"）とは、参照により本規約を組み込み、両当事者が締結する本サービスの注文文書をいう。

P. 「両当事者」（"Parties"）とは、お客様及び Sensor Tower をいい、「当事者」（"Party"）とは、お客様又は Sensor Tower のいずれかをいう。

Q. 「プラットフォーム利用データ」（"Platform Usage Data"）とは、認定ユーザーによる本サービスの利用に関するデータ（例：ログイン時刻、ログイン時間、アクセスした本サービス、利用した機能）をいう。

R. 「本サービス」（"Service(s)"）とは、当社のウェブサイト（appmagic.rocks、data.ai、sensortower.com、pathmatics.com、playliner.com、vgi.com 又はそれらのサブドメインを含むがこれらに限られない。）、お客様が当社のウェブサイトを介してアクセスする当社のクラウドベースのアプリケーション及びサービス、当社の API、又は上記のいずれかにおいて若しくはこれを通じて提供される機能若しくはオンラインサービスをいう。

S. 「サービスデータ」（"Service Data"）とは、本サービスにより提供され、又は利用可能とされるあらゆるコンテンツ（テキスト、インサイト、デジタルメディア、ソフトウェアリンク、レポート、数値データ、市場推計その他の情報を含むがこれらに限られない。）をいう。

T. 「SMB サービス」（"SMB Service(s)"）とは、Sensor Tower が AppMagic ブランドの下で提供する本サービス（appmagic.rocks 又はその後継ドメイン若しくは関連ドメインを介してアクセスされるものを含むがこれらに限られない。）であって、Sensor Tower が中小規模の事業者である顧客に提供するものをいい、適用される注文書又は製品ドキュメントにおいてさらに記載されるとおりとする。

U. 「補足規約」（"Supplement(s)"）とは、Sensor Tower がお客様に随時提供する、各追加サービスに適用される補足規約をいう。

2. 本サービスへのアクセス及び本サービスの利用。

A. **利用権。**当社は、本規約及び適用される注文書を厳格に遵守することを前提かつ条件として、契約期間（以下に定義する。）中、お客様に対し、(i)本サービスにアクセスし、これを利用し、(ii)サービスデータにアクセスし、これを閲覧し、並びに(iii)サービスデータをダウンロードする、限定的、非独占的、譲渡不能かつサブライセンス不能な権利を付与する。

B. **無料ティアへのアクセス。**(i)お客様に適用される注文書が存在しない（若しくは注文書の期間が満了した）場合、及び／又は(ii)お客様が本サービス（又はその機能）へのアクセスを無償で提供される（「ベータ」、「アーリーアクセス」、「試験的」、「プレビュー」、「トライアル」又はこれらに類する用語で説明されるものを含む。）場合、当該アクセスは「無料ティア」とみなされる。無料ティアへのアクセスは、Sensor Tower の単独の裁量により、お客様に対していかなる義務を負うこともなく、いつでも制限、変更又は廃止されることがある。

C. **サービスデータの限定的利用。**

i. サービスデータは、お客様の内部業務目的（又はお客様が個人である場合には、お客様の個人的目的）のためにのみ、かつ、適用される本サービスのドキュメントに従ってのみ利用することができる。

ii. 注文書に別段の明示的な定めがない限り、(a)お客様は、いかなる第三者（お客様の関連会社を含む。）にも本サービスへのアクセスを許可してはならず、(b)お客様は、いかなる第三者（お客様の関連会社を含む。）に対しても、サービスデータを再配布し、又は開示してはならない。

iii. 本サービス又はサービスデータに関連する顧客による AI ツール又は AI モデルのすべての利用は、AI 補足規約（https://sensortower.com/tos-ai-supplement で入手可能）及び、該当する場合には、データアクセスサービス補足規約（https://sensortower.com/tos-data-access-service-supplement で入手可能）を厳格に遵守して行われなければならない。

D. **認定ユーザー、ユーザーアカウント、共有の禁止。**お客様の認定ユーザーは、注文書に定める上限まで、又はお客様と当社との間で別途合意された上限まで、お客様に代わって本サービスにアクセスし、これを利用することができる。お客様は、すべての認定ユーザーが、お客様自身であるかのように本契約の条件を遵守することを確保するものとし、お客様の認定ユーザーによるいかなる不遵守についても責任を負う。本サービスにアクセスし、これを利用するためには、各認定ユーザーはユーザーアカウント（以下「ユーザーアカウント」（"User Account"）という。）を開設しなければならない。各認定ユーザーは、(i)1 つのユーザーアカウントのみを開設することができ、(ii)該当する登録手続において求められる真実、正確、最新かつ完全な情報を提供しなければならず、(iii)そのユーザーアカウントを他のいかなる個人とも共有してはならない。お客様は、お客様が本サービスへのアクセス及び本サービスの利用に関連して Sensor Tower に提供するすべての情報が、お客様の知る限り、能力の及ぶ限り及び確信する限りにおいて、真実、正確かつ完全であり、かつ引き続きそうであることを表明し、これに同意する。お客様は、誰が行うかにかかわらず、お客様のユーザーアカウントを通じて行われるすべての活動について責任を負う。お客様は、お客様のユーザーアカウントに関連するユーザーID、パスワードその他の認証情報の秘密を保持する責任を負い、お客様のユーザーアカウント又は関連する認証情報への実際の、又は疑われる不正なアクセス又は利用について、直ちに当社に通知するものとする。お客様は、ユーザーアカウントを無効化すべき場合又は不要となった場合（例えば、認定ユーザーがお客様の組織を離れたため）には、速やかに当社に通知するよう合理的な努力を行う。個人間（認定ユーザーであるか否かを問わない。）におけるユーザーアカウントのアクセス権又は認証情報の共有は、お客様による本契約の重大な違反を構成する。お客様は、お客様のユーザーアカウントに関連する不正アクセス又はセキュリティ上の脅威に対応して、当社に全面的に協力し、当社が合理的に必要と判断するすべての措置を講じる。当社は、お客様が本条を遵守しなかったことに起因してお客様に生じたいかなる損失又は損害についても責任を負わず、また責任を負うものとみなされない。

E. **アクセス管理。**お客様は、各認定ユーザーの本サービスへのアクセスの範囲及び水準を決定する責任を負う。ただし、本契約に基づき付与される権利の範囲及び制限に従うものとする。お客様は、いつでも、その単独の裁量により、認定ユーザーの本サービスへのアクセスを取り消し、又は制限することができ、当該認定ユーザーは、かかる制限を遵守しなければならない。

3. **制限。**お客様は、以下の行為を行ってはならない。

A. 本サービスを変更し、改良し、又は本サービスに基づく二次的著作物を作成すること。

B. 注文書において別途明示的に許可されている場合を除き、第三者（関連会社を含む。）による利用のために、サービスデータの二次的著作物を作成すること。

C. 注文書において別途明示的に許可されている場合を除き、第三者（関連会社を含む。）に対し、本サービス若しくはサービスデータを公表し、又はこれらへのアクセスを提供すること。

D. 本サービスの可用性、性能若しくは機能を監視するため、本サービスのベンチマークを行うため、又は本サービスと競合するために、本サービスを利用すること。

E. 本サービス若しくはその一部と競合し、又はこれらに類似するソフトウェア、製品又はサービスを構築するために、本サービスにアクセスし、又はこれを利用すること。

F. 本サービスの一部であるオブジェクトコードを逆コンパイル、逆アセンブル若しくはリバースエンジニアリングし、又は当該ソフトウェアのソースコード、当該ソースコードの構造、順序若しくは構成、又はそれらに含まれるアルゴリズム、手法若しくはモデルのリバースエンジニアリング、再構築、特定若しくは発見を試みること。

G. 本サービス（又はその一部）を複製し、若しくはこれへのインターネット上の「リンク」を作成し、又はサービスデータを他のサーバー若しくは無線機器若しくはインターネットベースの機器上で「フレーム」表示し、若しくは「ミラーリング」すること。

H. 本サービス又はその基盤となるソフトウェアに対する権利を賃貸し、リースし、配布し、質入れし、譲渡し、その他移転し、又は担保に供すること。

I. 第三者との間で、本サービスの利用を伴うタイムシェアリング又はデータ処理サービスの取決めを締結すること。

J. 本サービスに含まれ、本サービスにより表示され、又は本サービスとともに提供される識別表示、商標、著作権、特許その他の表示又は標章を除去すること。

K. 本サービス又はその一部の完全性又は性能を妨害し、阻害し、又は混乱させること（悪意のあるコード又はプログラムを本サービスに送信し、又はアップロードすることによるものを含む。）。

L. 本サービス又はその関連システム若しくはネットワークへの不正アクセスを試みること。

M. ボット、スパイダー、ウェブクローラー、インデックスエージェント、ブラウザ拡張機能その他の自動化された装置又は仕組みを使用して、本サービスのいずれかの部分にアクセスし、これを利用し、スクレイピングし、複製し、又はインデックスを作成すること。

N. お客様の通信の発信元を偽装すること、又は上記のいずれかを行おうと試みること。

O. 侵害的な、又は不正に取得された資料又はデータを Sensor Tower に提供すること（コミュニティ掲示板への投稿その他の方法によるものを含む。）。又は

P. 本サービス、サービスデータ又は当社の秘密情報を、違法、悪意のある、又は有害な目的のために利用すること。

4. **支払、契約期間及び終了。**

A. **支払。**お客様が Sensor Tower との間で注文書に合意する（又は合意した）場合、

i. お客様は、本規約にさらに定めるとおり、本サービスについて、各注文書に記載された料金及び各更新期間に適用される料金（以下「料金」（"Fees"）という。）を Sensor Tower に支払う。注文書に別段の定めがある場合を除き、Sensor Tower は、お客様に通知することにより、各更新期間について料金を値上げし、及び／又は新たな料金を適用する権利を留保する。

ii. 注文書に別段の定めがない限り、注文書又は請求書の日付から 30 日以内に全額の支払いが受領されなければならない。料金の適時の支払いを怠ることは、本契約の重大な違反となり、Sensor Tower の単独の裁量により、本サービスへのアクセスの停止、本サービスへのアクセスの終了、本契約の終了その他の不利益な結果をもたらす場合がある。

iii. お客様は、Sensor Tower による請求に誤りがあると考える場合、調整又はクレジットを受けるためには、(a)お客様に請求がなされた日、又は(b)当該誤り若しくは問題が最初に記載された請求明細書の締め日から 60 日以内に、Sensor Tower に連絡しなければならない。問い合わせは、Sensor Tower のカスタマーサポート部門宛てに行うものとする。Sensor Tower は、かかる問い合わせを受領してから 3 営業日以内にお客様に回答するものとする。

iv. お客様は、本サービスに関連するすべての税金（Sensor Tower がお客様に代わって徴収することを要求される可能性のある、適用されるあらゆる売上税、使用税、付加価値税及びこれらに類する税金を含む。）について責任を負う。ただし、お客様は、Sensor Tower の純利益、資産又は従業員に基づく税金については責任を負わないものとする。本契約に基づく延滞残高及び利息を回収又は取り戻すためのいかなる訴訟においても、Sensor Tower は、適用法により認められる最大限の範囲で、その他の執行費用に加えて、合理的な弁護士費用を回収する権利を有する。

B. **契約期間。**本契約は、以下に定めるところにより終了されない限り、お客様が(i)有効な注文書を有するか、又は(ii)本サービスについて少なくとも 1 つの有効なユーザーアカウントを有する限り、完全な効力を有し続けるものとする。

C. **注文書。**お客様が注文書を締結した場合、当初のサブスクリプション期間（以下「当初期間」（"Initial Term"）という。）は、当該注文書に定めるとおりとする。当初期間の満了時に、お客様の本サービスのサブスクリプションは、いずれかの当事者が当該更新期間の開始の少なくとも 90 日前までに終了を求めない限り、注文書に定める当初期間と同一の期間について自動的に更新されるものとする（各更新後の期間を個別に「更新期間」（"Renewal Term"）といい、当初期間と総称して「契約期間」（"Term"）という。）。

D. **正当な理由による解除。**一方の当事者は、(i)他方の当事者の重大な違反について当該他方の当事者に 30 日前に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。ただし、当該違反が当該 30 日の期間内に是正された場合はこの限りでない（重大な違反の通知には、当該違反を構成する事実及び状況を合理的な程度に詳細に明記するものとする。）。また、当該違反が是正不能である場合には、当事者は直ちに本契約を解除することができる。(ii)他方の当事者が破産を申し立て、支払不能となり、事業を停止し若しくはその清算を開始し、又は債権者の利益のための譲渡を行った場合、一方の当事者は直ちに本契約を解除することができる。

E. **無料ティアへのアクセスの終了。**無料ティアに基づき提供される本サービスに関しては、Sensor Tower は、その単独の裁量により、いつでも本規約及びお客様のアクセスを終了する（又はお客様のアクセスを停止する）ことができる。お客様が本規約、お客様の無料ティアへのアクセス及びユーザーアカウントの終了を希望する場合には、件名に「CANCEL ACCOUNT」という文言を含め、support@sensortower.com 宛てに電子メールで Sensor Tower に書面による解約申請を送付していただきたい。

F. **終了の効果。**本規約の終了又は満了の発効日をもって、Sensor Tower はお客様への本サービスの提供を停止し、本サービス、サービスデータ及び Sensor Tower の秘密情報を利用するお客様の権利は終了し、本契約に基づき受領した本サービス又はサービスデータに関する限定的な権利は明示的に取り消される。お客様がダウンロードしたすべてのサービスデータ及び Sensor Tower の秘密情報は、本契約の終了後合理的な期間内に削除されなければならない。上記第 4 条 D 項に基づく Sensor Tower の重大な違反による終了である場合を除き、顧客は、本契約又は適用法に基づき Sensor Tower が有するその他の権利又は救済に加えて、当初期間又は更新期間（該当する方）の末日までの本契約に基づく未払いの料金を速やかに支払うものとする。

G. **停止。**Sensor Tower は、お客様（又は、該当する場合、お客様の関連会社）が、(i)本契約に重大な違反をしていると合理的に疑われる場合、(ii)本サービスと競合する製品及び／又はサービスの商業的提供を開始した場合（お客様又はお客様の関連会社自身のアプリ又はコンテンツのみに関するデータを除く。）、又は(iii)（関連する注文書に基づき適用される場合）必須連携アカウントを有効化せず、又は維持しなかった場合には、（事前の通知の有無を問わず）本サービスを停止することができる。かかる停止の場合、本契約に基づく Sensor Tower の義務は完全に履行されたものとみなされ、返金は行われない。

5. 秘密保持。

A. **秘密情報の保護。**受領者は、契約期間に 1 年を加えた期間（ただし、ソースコード又は営業秘密については、かかる義務は永久に存続する。）、開示者の秘密情報を厳に秘密として保持するものとし、受領者が自らの同様の性質の秘密資料について講じている措置と同等の措置（ただし、いかなる場合も合理的な措置を下回らないもの）を講じて、当該秘密情報を第三者による不正アクセスから保護するものとする。受領者は、本契約に関連して、又は本契約の譲渡条項（第 24 条）に定める譲渡に関連して知る必要のある自らの従業員及び権限を有する代理人に対してのみ、秘密情報へのアクセスを許可することができる。ただし、当該秘密情報にアクセスするすべての者が、本規約に定める義務と少なくとも同等の保護を与える書面による秘密保持義務に拘束されていることを条件とする。

B. **除外事項。**秘密情報には、受領者が以下に該当することを文書により証明できる情報は含まれない。

i. 受領者の不正な行為によらずに、公知であり、又は公知となった情報。

ii. 受領者の書面による同時期の記録により証明されるとおり、開示者から受領した時点で、いかなる秘密保持義務も負うことなく受領者が正当に保有していた情報。

iii. 受領者の書面による同時期の記録により証明されるとおり、受領者、その従業員又は第三者である請負業者が、秘密情報を使用又は参照することなく独自に開発した情報。又は

iv. 開示者により、秘密保持義務を伴わない開示が書面で承認された情報。

C. **強制開示。**前記のいずれにもかかわらず、受領者は、法令により要求される場合（裁判所その他の政府機関による有効な命令に応じる場合を含む。）には、秘密情報を開示することができる。ただし、受領者は、開示者が要求された開示に異議を申し立て、又は当該秘密情報の保護措置を求めることができるよう、（法令で許容される範囲で）当該開示について開示者に合理的な事前の書面による通知を行い、かつ、当該開示の範囲を最小限にするための合理的な措置を講じる（可能な場合には秘密扱いを求めることを含む。）ことを条件とする。

D. **終了。**本契約の終了後、開示者は、受領者に対し、受領者が保有する開示者のすべての秘密情報を破棄又は消去するよう書面で要求することができる。受領者は、かかる要求に速やかに従うものとする。ただし、(i)受領者が適用法に基づき、若しくは合理的な社内保存方針に従い当該秘密情報を保持することを要求される場合（この場合、受領者は、当該秘密情報を保持する限り、本条の義務を遵守するものとする。）、又は(ii)受領者が本契約に基づき契約期間を超えて当該秘密情報を保持することを別途明示的に許可されている場合はこの限りでない。

6. **知的財産。**本サービスには、適用法に基づき保護される対象が含まれる。本契約に基づきお客様に明示的に付与されていないすべての権利は、Sensor Tower 及びそのライセンサーにより明示的に留保される。Sensor Tower に帰属し、又は Sensor Tower にライセンスされた本サービス及びサービスデータに関するすべての著作権、特許、営業秘密、商標、サービスマーク、商号、著作者人格権その他の知的財産権及び専有的権利は、引き続き、Sensor Tower 又はそのライセンサー（該当する方）の単独かつ排他的な財産であるものとし、本契約は、本サービス、サービスデータ又はそれらの一部若しくは構成要素についての権原又は所有権をお客様に付与するものではない。本サービス及びサービスデータには、適用法に定めるところにより、フェアユースの法理又はこれに類する法理及び衡平法上の抗弁に基づき提供される著作物及び商標（以下「フェアユース・コンテンツ」（"Fair Use Content"）という。）が含まれる場合もある。別段の明示的な記載がない限り、かかるフェアユース・コンテンツの利用は、その所有者による Sensor Tower 又は本サービスの推奨を構成するものではなく、また当該第三者と Sensor Tower 又は本サービスとの間の何らかの提携関係を示唆するものでもない。本契約における反対の定めにかかわらず、お客様は、本規約に基づき、本サービス内においてかかるフェアユース・コンテンツにアクセスし、これを閲覧することのみを許可されており、お客様によるそれ以上の利用には、フェアユース・コンテンツの所有者から直接許諾を得るか、又はお客様の意図する利用が適用法の下で明示的なライセンスなしに許容される旨のお客様の弁護士による個別の確認を得ることを要する。本契約のいかなる定めも、本サービスのいずれかの部分又は Sensor Tower の知的財産を、その他のライセンス（オープンソースライセンスを含む。）の対象とすることをお客様に許可するものではない。

7. **サポート及び本サービスの可用性。**本サービスの利用時に技術的な問題が生じた場合は、support@sensortower.com 宛てに電子メールでご連絡いただきたい。保守その他の開発作業のため、本サービスが随時利用できなくなる可能性がある。当社が何らかの理由により、通常想定される期間よりも長期間にわたり本サービスを中断しなければならない場合、当社は、当該作業の詳細を本サービス上、電子メール又はその他の適切な経路を通じて事前に公表するよう合理的な努力を行う。当社は、本サービスが利用できないことにより生じたお客様のいかなる損失又は損害についても責任を負わず、また責任を負うものとみなされない。本サービスに関する通知（例：運用又はサポート）は、お客様の管理者である認定ユーザーへの電子的通知の形で行われる場合がある。

8. 補償。

A. Sensor Tower は、本サービス（Sensor Tower が提供したもの）が第三者の特許、商標、営業秘密又は著作権を侵害すると主張して当該第三者がお客様に対して提起した請求について、お客様を防御する。Sensor Tower は、これらの請求に関してお客様に対して最終的に認容されたすべての損害賠償及び費用（合理的な弁護士費用を含む。）（又は Sensor Tower が締結した和解の金額）についてお客様を補償する。本条に基づく Sensor Tower の義務は、当該請求が、お客様の(a)本契約に違反し、若しくは本契約と矛盾する本サービスの利用、(b)Sensor Tower が提供していない機器、データ、ドキュメント、製品若しくはサービスと組み合わせた本サービスの利用、(c)本サービスのアップグレード版若しくは代替版が提供されているにもかかわらず当該版を利用しなかったこと、又は(d)過失若しくは詐欺的な作為若しくは不作為に起因する範囲においては適用されない。請求があった場合、Sensor Tower は、前記に加えて、その単独の選択及び費用負担により、(i)お客様が本契約の条件に基づき本サービスの利用を継続する権利を取得し、(ii)実質的に同等の機能を有する非侵害のものとなるよう本サービスを交換若しくは変更し、又は(iii)侵害を主張された本サービス（又はその一部）に対するお客様のサブスクリプションを終了し、当該本サービスについて前払いされた未使用の料金の日割り相当額を返金する。

B. お客様は、(a)お客様による本サービスへのアクセス及び本サービスの利用、(b)連携アカウントデータ（本規約において言及される連携アカウント補足規約に定義されるもの。連携アカウントが利用される範囲に限る。）、(c)AI 生成アウトプット及び DAS 運用データ（それぞれ AI 補足規約及びデータアクセスサービス補足規約に記載されるもの。AI 機能及び／又はデータアクセスサービスが利用される範囲に限る。）、(d)Salesforce アカウントデータ（本規約において言及される Salesforce アプリサービス補足規約に定義されるもの。Salesforce アプリサービスが利用される範囲に限る。）、又は(e)お客様による本契約の違反若しくはお客様による他者の権利の侵害に関連して、又はこれらに起因して第三者が提起した請求に起因し、又はこれに関連して生じるあらゆる損失、責任、請求、要求、損害賠償、費用及び経費（合理的な弁護士費用を含む。）について、Sensor Tower 並びに Sensor Tower の役員、取締役、従業員、代理人及びライセンサーを防御し、補償することに同意する。

C. 第三者の請求を提起された当事者は、(a)当該請求を知ってから 30 日以内に、当該請求について補償当事者に書面で通知するものとし、(b)補償当事者の事前の書面による同意なしに、自認又は和解を行わないものとし、(c)防御に合理的に協力し、補償当事者が合理的に要求するすべての情報及び支援を提供するものとし、(d)防御を行う当事者が合理的に受け入れることのできる弁護士を通じて、（自己の費用負担により）防御に参加することができる。請求を防御する義務を負う当事者は、防御を完全に支配する権利を有する。請求のいかなる和解も、請求を提起された当事者の事前の書面による同意（かかる同意は、不合理に留保され、条件を付され、又は遅延されないものとする。）なしに、当該当事者に金銭的義務若しくは特定履行義務を課し、又は当該当事者による責任の自認を含むものであってはならない。

D. 本条の規定は、本条の対象となる請求に関して、各当事者が他方の当事者に対して負う唯一、排他的かつ全面的な責任を定めるものであり、また他方の当事者の唯一の救済である。本規約に定める補償に関するすべての権利及び義務は、本契約の終了後も存続するものとする。

9. **保証の否認。**本サービス及びすべてのサービスデータは、「現状有姿」かつ「提供可能な状態」で、すべての瑕疵を含んだまま、いかなる種類の保証もなく提供される。Sensor Tower は、商品性、平穏享有、情報の品質、権原、非侵害及び特定目的への適合性に関する黙示の保証を含むがこれらに限られない、明示、黙示その他を問わず、取引の過程、慣行若しくは商慣習又は履行の過程により生じるか否かにかかわらず、その他一切の保証を明示的に否認する。Sensor Tower は、本サービスが中断せず、若しくはエラーがないこと、本サービスの欠陥が修正されること、又はサービスデータが正確であることを保証せず、又は担保しない。Sensor Tower 又は Sensor Tower の権限ある代理人が提供したいかなる口頭若しくは書面による情報、マーケティング若しくは販促資料又は助言も、保証を創出し、又は本規約に定める明示的な保証の範囲をいかなる意味においても拡大するものではない。お客様は、本サービス及び本規約に基づき提供されるすべてのサービスデータの利用が、お客様の単独の危険負担において行われることに明示的に同意し、これを認める。したがって、本サービス、サービスデータの利用その他により、お客様が行い、若しくは決定する（又は行い、若しくは決定することを差し控える）すべての作為、不作為及び決定は、お客様の単独の責任である。お客様は、以下の事項を理解し、認める。(A)本規約に基づき提供される本サービス及びサービスデータは、自動化された手法を含む様々な手法により、Sensor Tower と提携しておらず、Sensor Tower の支配下にない第三者のウェブサイト、オンラインその他の情報源から取得された情報、コンテンツ、資料及びサービスに依拠し、及び／又はこれらに基づいている。したがって、Sensor Tower は、当該サービス及びサービスデータの正確性、適切性、十分性、完全性、最新性、来歴、権利その他の属性についていかなる表明も行うことができず、また行わず、これらに起因し、又は関連して生じる一切の責任をここに否認する。(B)サービスデータに基づく AI が生成したインサイト及び分析は、不完全若しくは不正確である場合、又は AI による解釈に内在する文脈上の制約の影響を受ける場合がある。(C)Sensor Tower は、MCP サービスと特定の AI プラットフォーム、ツール又はモデルとの互換性に関していかなる表明も行わない。

10. **責任の制限。**適用法により認められる最大限の範囲において、かつ、(A)料金を支払うお客様の義務、及び(B)本契約に違反してお客様が本サービス又はサービスデータを共有、再配布その他利用することに関する場合を除き、(I)いかなる場合においても、いずれの当事者（又は Sensor Tower のライセンサー）も、一般的損害、特別損害、間接損害、付随的損害又は結果的損害（事業の損失、利益の損失、事業の中断又はデータの損失に係る間接損害、特別損害、懲罰的損害又は見せしめ的損害を含む。）について責任を負わず、かつ、(II)すべての損害、損失及び訴訟原因（契約、不法行為（過失を含む。）その他のいずれに基づくかを問わない。）であって、本契約に基づき別途個別に否認又は制限されていないものに関するいずれかの当事者の責任の総額は、責任発生の原因となった事象の直前十二（12）か月間に本契約に基づきお客様が Sensor Tower に支払った料金の総額を超えないものとする。前記の制限は、本サービス、本契約に基づき提供される一切のサービス又は本契約から生じ、又はこれらに何らかの形で関連するすべての損害、損失、請求又は訴訟原因に対し、当該当事者が当該損害の可能性について知らされていた場合であっても適用されるものとし、お客様は、本サービスから生じ、又はこれに関連する訴訟原因は、当該訴訟原因が発生してから一（1）年以内に提起されなければならず、さもなければ当該訴訟原因は永久に禁じられることに同意する。お客様はさらに、当社がお客様のアプリケーション、システム、統合又は連携アカウントデータに関して一切の責任を負わないことに同意する。疑義を避けるために付言すると、当社は、世界のいかなる法域においても投資顧問業者として登録されておらず、また、法律、財務、投資又は事業に関するいかなる助言も提供しない。本契約、当社の製品、本サービスその他の提供物、又は当社がお客様に提供し、若しくはお客様が当社から若しくは本サービス

を通じて取得した情報に含まれるいかなる内容も、有価証券若しくは投資商品の売買又は投資判断に関する申込み、推奨又は勧誘と解釈されてはならない。過去又は潜在的な実績への言及は、推奨又は特定の結果の保証ではなく、そのように解釈されてはならない。お客様は、常に自らの専門家、法律、財務、投資及び事業に関する助言者に相談すべきである。本条における免責は、法律により認められる最大限の範囲で適用される。

11. **法令の遵守。**お客様は、本サービス、サービスデータ及び Sensor Tower の秘密情報へのお客様のアクセス及びその利用に関連して、データプライバシー若しくはデータ保護及び技術データの送信に関する法令を含め、適用されるすべての地方、州、連邦及び外国の法律、条約及び規則を遵守するものとする。本サービス、サービスデータ、Sensor Tower の秘密情報並びに Sensor Tower のすべてのソフトウェア及び技術は、米国の制裁及び輸出管理制度を含む各国の法令及び規則の適用を受けるものであり、お客様は、当該適用法令により禁止される場合には、本サービス、サービスデータ、Sensor Tower の秘密情報、Sensor Tower のソフトウェア又は技術を、いかなる地域、国、個人又は団体に対しても、輸出、再輸出若しくは移転し、又はこれらへのアクセスを提供してはならない。お客様は、米国が輸出許可その他の政府の承認を要求する国に対し、当該許可又は承認を事前に取得することなく、直接又は間接に、本サービス、サービスデータ又は Sensor Tower の秘密情報を輸出、再輸出又は移転しないものとする。特に、お客様は、米国の包括的制裁の対象となっている国若しくは地域（現時点では、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、又はウクライナのクリミア地域、ドネツク地域及びルハンスク地域）に対し、又は適用される制限リストに指定されたいかなる団体若しくは個人に対しても、当該行為に政府の許可が必要となる場合には（当該許可を取得することなく）、本サービス、サービスデータ、Sensor Tower の秘密情報、Sensor Tower のソフトウェア又は技術を提供しないことに同意する。お客様は、契約期間中、お客様、お客様を支配し若しくはお客様が支配する事業体、又はお客様の義務を履行し、若しくは本契約に基づき提供される本サービス、サービスデータ、Sensor Tower の秘密情報、ソフトウェア若しくは技術を利用する人員のいずれもが、本契約の締結又は本契約に基づくいずれかの当事者の義務の履行を妨げ、又は禁止することとなる米国その他の政府による制裁、指令又はこれに類する措置の対象となっていないことを表明し、保証する。

12. **フィードバック。**お客様は、その任意により、本サービス又は Sensor Tower の事業全般に関する提案、アイデア、発明、革新、改善若しくは機能強化の要望、フィードバック、推奨その他の情報（以下総称して「フィードバック」（"Feedback"）という。）を Sensor Tower に提供することができる。お客様は、ここに、Sensor Tower に対し、当該フィードバックを、いかなる種類の義務も負うことなく、Sensor Tower が選択するあらゆる方法及び目的のために利用する永続的、取消不能、無制限かつロイヤルティ無料の権利を付与する。前記にかかわらず、Sensor Tower は、お客様の事前の書面による同意なく、お客様又はお客様の認定ユーザーを特定し得る形で、フィードバックを公に利用しないものとする。

13. **プラットフォーム利用データ。**Sensor Tower は、本サービスのサポート、保守、セキュリティ確保及び改善を目的として（ただし、当該利用が適用法に従うことを条件とする。）（以下「業務上の利用」（"Operational Uses"）という。）、すべてのプラットフォーム利用データ（個人データに該当する範囲を除く。）に関する一切の権利、権原及び利益を所有する。プラットフォーム利用データを構成する個人データに関して、Sensor Tower は、当該個人データから集計され匿名化されたデータ（以下「匿名化データ」（"Anonymized Data"）という。）を生成することができ、当該匿名化データに関する一切の権利、権原及び利益を所有するものとする。疑義を避けるために付言すると、プラットフォーム利

用データには、DAS 運用データ（データアクセスサービス補足規約に定義される。）が含まれる。前記にかかわらず、Sensor Tower は、顧客又は顧客の認定ユーザーを特定する形で、プラットフォーム利用データを第三者（その関連会社並びに Sensor Tower に代わり、かつ Sensor Tower の利益のために行為する請負業者を除く。）と共有しないものとする。

14. **プライバシーポリシー及びデータプライバシー。**お客様が提供する情報、又はお客様による本サービスへのアクセス及びその利用に関連して Sensor Tower がお客様について収集する情報は、Sensor Tower のプライバシーポリシー（https://sensortower.com/privacy にて閲覧可能）（以下「プライバシーポリシー」（"Privacy Policy"）という。）に従うものとし、その条項は、参照により本契約に組み込まれる。当社はプライバシーを重視しており、お客様がプライバシーポリシーに定める Sensor Tower のプライバシー慣行を読み、これを熟知することを推奨する。一般に、Sensor Tower は、お客様及びお客様の認定ユーザーによる本サービスの利用により受領する限定的な個人データ（又は適用法に基づき保護される、これに類するその他の用語）（以下「個人データ」（"Personal Data"）という。）の独立した管理者として行為する。Sensor Tower が、お客様がデータ管理者である個人データを（独立した管理者としてではなく処理者として）処理する場合に限り、かつその範囲において、https://sensortower.com/dpa にて閲覧可能なデータ処理補遺（以下「DPA」という。）は、参照により本契約に組み込まれ、本契約の一部を構成する。

15. **著作権ポリシー及びデジタルミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act、DMCA）に基づく手続。**Sensor Tower は、お客様又は第三者による本サービスの利用が他者の著作権を侵害する場合、当該者の本サービスを利用する権利を終了させる権利を留保する。Sensor Tower は、お客様又は第三者が反復侵害者であると判断した場合、適切な状況において、その裁量により、お客様又は当該第三者の本サービスにアクセスする権利を終了させることができる。お客様が、第三者により本サービスを通じて掲載された何らかの資料が著作権侵害に該当すると考え、これを Sensor Tower に通知することを希望する場合、お客様は、以下に定める Sensor Tower の DMCA 代理人に対し、次の情報を提供しなければならない：(a)著作権で保護された著作物の権利者に代わって行為する権限を有する者の電子署名又は自筆署名、(b)著作権で保護された著作物の特定、及び侵害したとされる著作物の本サービス上の所在、(c)問題となっている利用が権利者、その代理人又は法律により許諾されていないとお客様が誠実に信じている旨の書面による陳述、(d)電話番号及び電子メールアドレスを含む、お客様の氏名及び連絡先情報、並びに(e)お客様の通知に記載された上記情報が正確である旨、及び偽証罪の制裁の下で、お客様が著作権者であるか、又は著作権者に代わって行為する権限を有する旨のお客様による陳述。著作権侵害の申立ての通知に係る Sensor Tower の DMCA 代理人の連絡先は、以下のとおりである：Sensor Tower, Inc. 宛先：Copyright Agent 2261 Market Street #4331, San Francisco, CA 94114 電子メール：legal@sensortower.com

16. **内部監視。**Sensor Tower は、本契約その他の適用される法令の遵守を確保するため、本サービスを管理し、そのセキュリティを確保するため、及び当社のプライバシーポリシーに開示されたその他の目的のために、お客様による本サービスの利用及びこれへのアクセスを監視することができる。お客様は、本サービスを利用することにより、当該監視に明示的に同意する。当該監視により本サービスの無権限又は違法な利用の可能性が判明した場合、Sensor Tower は、特に、お客様の本サービスへのアクセスを停止し、又は終了させることができる。

17. **追加サービスの補足規約：**お客様は、お客様の Sensor Tower アカウントを使用して、Sensor Tower がお客様に提供する追加の本サービスを有効化し、又はこれにアクセスすることができる。各追加サービスは、対応する補足規約に準拠する場合があり、当該補足規約は https://sensortower.com/legal で閲覧することができ、参照により本規約に組み込まれる。追加の本サービスへのアクセスには、適用される注文書に定めるとおり、有効な Sensor Tower のサブスクリプションが必要となる場合がある。

18. **パブリシティ及び誹謗中傷の禁止。**本契約に関連して、お客様は、ここに、Sensor Tower に対し、契約期間中（又は両当事者間で別途合意する期間中）、お客様の氏名、会社名、ロゴ、アプリのロゴ及びアプリのアイコン、並びにお客様の本サービスの利用に関してお客様が Sensor Tower に提供し、又はその他公表した書面によるコメントを、Sensor Tower のマーケティング資料及びプレス資料において使用する非独占的、全世界的かつロイヤルティ無料の権利を付与する。契約期間中及び本契約の期間満了又は終了後十二（12）か月間、お客様は、直接又は間接に、Sensor Tower 若しくはその関連会社の事業、評判、製品、本サービス若しくはのれんを誹謗し、中傷し、又はこれらを害する合理的なおそれのある声明を公表してはならない。本規定のいかなる内容も、いずれかの当事者が適用法、召喚令状、裁判所命令又は規制当局の要請に従うことを制限するものではない。

19. **情報セキュリティ。**Sensor Tower は、権限のない第三者によるアクセス及び悪意ある活動から本サービスを合理的に保護するよう設計された、商業上合理的な管理的、技術的及び物理的安全管理措置を維持し、実施する。Sensor Tower の情報セキュリティプログラムに関する詳細は、https://trust.sensortower.com で閲覧することができる。顧客は、その認定ユーザーが本サービス及びサービスデータにアクセスし、これを利用する際に使用する顧客のシステム及びデバイスへの無権限のアクセス及びその利用を防止するため、商業上合理的かつ適切なセキュリティ基準及び措置を使用し、維持する。顧客及びその認定ユーザーは、(a)他の Sensor Tower ユーザーに関するアカウント情報を取得し、取得しようと試み、これにアクセスし、又はこれを利用すること、(b)適用される注文書に従い本サービスへのアプリケーションプログラミングインターフェースのコールが顧客に割り当てられている場合に、当該コールを濫用し、又は誤用すること、(c)本サービス若しくは関連するシステム若しくはネットワークを探査し、スキャンし、又はこれらの脆弱性テスト若しくは侵入テストを実施すること、又は(d)ネットワークを妨害し、ウイルスを送信し、又は本サービスに過負荷をかけ、フラッディング、スパム若しくはメール爆弾を行うことをしないものとする。顧客は、Sensor Tower の本サービス又はサービスデータに影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある既知の、又は疑われるセキュリティ侵害を認識した場合には、不当に遅滞することなく Sensor Tower に通知する。

20. **第三者サイト。**本サービスには、Sensor Tower が所有又は管理していない第三者のアプリケーション及びサービス（以下「第三者サービス」（"Third-Party Services"）という。）へのリンクが含まれ、又はその他これらにアクセスすることを可能にする機能が含まれる場合がある。これらのリンクは、専ら便宜のために提供されるものであり、Sensor Tower による当該当事者の推奨又は当該当事者との提携を意味するものではない。お客様が第三者サービスにアクセスする場合、お客様は自己の責任においてこれを行う。Sensor Tower は、お客様が本サービスから離れる際にはその旨を認識し、お客様が訪問し、又は製品若しくはサービスにアクセスする各第三者ウェブサイト又は第三者サービスの利用条件及びプライバシーポリシー（以下「第三者規約」（"Third-Party Terms"）という。）を読むことを推奨する。Sensor Tower は、第三者サービスのコンテンツ、正確性、第三者規約又は慣行について一切管理しておらず、何らの責任も負わない。さらに、Sensor Tower は、第三者サービスのコンテンツを監視、検証、検閲又は編集することはなく、また、それを行うことはできない。お客様が第三者サービスを訪

問し、又は利用する場合、お客様は、当該第三者サービスが適用される第三者規約に従うことを了承し、お客様による当該第三者サービスの利用から直接生じる一切の責任から当社を免除する。お客様は、当社が当該第三者又はその製品若しくはサービスについて責任を負わないことを了承する。当該活動及び当該活動に関連する第三者規約は、専らお客様と該当する第三者との間のものである。

21. 技術要件。本サービスには、インターネットに接続されたウェブブラウザ（並びにお客様が購入し、又は当社が提供する場合には、API などその他の方法）を介してアクセスすることができる。お客様は、本サービスのドキュメントにさらに記載するとおり、本サービスにアクセスし、これを利用するために必要なインターネットに接続されたウェブブラウザその他の情報技術リソースを独自に取得することについて、単独で責任を負う。

22. 電子的通信、追加開示事項、通知。お客様は、以下の事項に同意し、合意し、かつ理解する：

(i)Sensor Tower が、電話により、又はアプリ内メッセージ、テキストメッセージ、電子メールその他の適切な形式の電子的通信（以下「メッセージ」（"Messages"）という。）により、お客様と連絡をとることができること。

(ii)本サービスへのアクセス、タスク、イベント、予約、サービスの品質及び可用性に関するメッセージを含むがこれらに限られない、本サービスに関連するメッセージ、並びに新製品の発表、製品の推奨その他のプロモーションに関するメッセージを含むがこれらに限られない、本サービスに付随するメッセージを、Sensor Tower から受信すること。

(iii)Sensor Tower が、本サービスに関して、いつでもお客様に連絡することができること。

(iv)Sensor Tower が、本サービスに関してメッセージを送信し、又はお客様に連絡するために、自動化された手段及び／又は第三者のメッセージングサービスを使用し、利用することができること。

(v)お客様が、本サービスのアカウント設定において通知設定を更新することにより、いつでもプロモーションメッセージの受信に対する同意を撤回することができること、及び

(vi)お客様が、本サービスのアカウント設定において自らの連絡先情報を最新の状態に保つ責任を負うこと。

A. **通知。**

(i)正式通知。(i)本契約に基づく違反若しくは不履行を主張し、(ii)本契約を解除し、停止し、若しくは重大に変更しようとし、(iii)紛争、請求（下記第 26 条に基づく通知を含むがこれらに限られない。）若しくは補償請求を開始し、又は(iv)その他本契約により「正式通知」として行うことが明示的に要求されている通知、要求その他の連絡（以下それぞれを「正式通知」（"Formal Notice"）という。）は、書面によるものとし、以下の方法のいずれかにより、下記の宛先に送付されるものとする：(1)手渡し、(2)料金前払で配達証明を付した認証郵便又は書留郵便、又は(3)追跡及び配達確認が可能な全国的に認知された翌日配達便。いずれの場合（(1)、(2)又は(3)）においても、電子メールを併用するものとする。正式通知は、手渡しの場合は実際の受領時に、認証郵便又は書留郵便により送付された場合は郵送後三（3）営業日目に、翌日配達便により送付された場合は配達業者への引渡し後一（1）営業日目に、それぞれ行われたものとみなされる。電子メールのみでは正式通知を構成するには十分ではない。

(ii)略式通知。本契約に基づき生じるその他のすべての通知、要請、承認、同意、日常的な連絡又は日々の通信（以下それぞれを「略式通知」（"Informal Notice"）という。）は、下記の宛先に電子メールにより送付することができ、送信時に行われたものとみなされる。ただし、送信者が一（1）営業日以内に、不達を示す自動返信、配信失敗通知又は不在通知を受信しないことを条件とする。略式通知は、郵便又は配達便により重ねて送付する必要はない。

(iii)宛先。本条に基づくすべての通知は、注文書の 1 頁目に記載された住所、又はいずれかの当事者が本条に従い随時指定するその他の住所（住所の変更自体は正式通知を構成する。）宛てに、両当事者に送付されるものとする。Sensor Tower の通知用電子メールアドレスは、legal@sensortower.com である。

B. **取引の過程による権利放棄の否定。**本条に基づき正式通知を要することがより適切な事項について、いずれかの当事者が略式通知を受け入れたとしても、当該種類の将来の通知が(a)項に従うべきとする要件の放棄を構成するものではない。

お客様がカリフォルニア州の居住者である場合、お客様は、カリフォルニア州消費者局（California Department of Consumer Affairs）消費者サービス部（Division of Consumer Services）の苦情支援課（Complaint Assistance Unit）に対し、400 R Street, Sacramento, CA 95814 宛ての書面により、又は電話（(800) 952-5210）により連絡することで、苦情を申し立てることができる。

23. 不可抗力。履行当事者の合理的な支配を超える事情により生じた履行の遅延（支払期日の到来した金額の支払を除く。）は、本契約の違反とはならない。履行期限は、履行を妨げる事情が継続する期間と同等の期間延長されるものとする。

24. 譲渡。お客様は、Sensor Tower の事前の書面による同意（当該同意は不合理に留保されないものとする。）がない限り、本契約を譲渡、移転又はサブライセンスすることはできず、前記に違反してなされた譲渡と称する行為は無効とする。ただし、お客様は、本契約を、関連会社、又は本契約に関連するお客様の事業の全部若しくは実質的に全部の承継人に対し、移転又は譲渡することができる。お客様が本規定に基づき許容されるところに従い本契約を譲渡する場合、当社が（注文書その他において）合意した価格上の制限は、当該譲渡後の更新期間又は注文書には適用されないものとする。

25. 準拠法。本契約の有効性、解釈及び履行並びに本契約の当事者間の法律関係は、抵触法の規則にかかわらず、デラウェア州法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）及び統一コンピュータ情報取引法（Uniform Computer Information Transactions Act）は、本契約には適用されない。

26. 紛争解決。本条は、お客様が本来有する可能性のある権利に影響を及ぼすため、注意してお読みいただきたい。本条は、大半の紛争について、事実審裁判所における審理及び集団訴訟によるのではなく、個別の仲裁により解決することを定めるものである。本条は、本規約の期間満了又は早期終了後も存続する。

A. **非公式な紛争解決。**相手方当事者に対して仲裁その他の訴えを提起する前に充足されなければならない前提条件として、お客様及び Sensor Tower の双方は、以下の紛争解決手続に同意する：本サービス、又は本契約の違反、執行、解釈若しくは有効性から生じ、又はこれらに関連する論争、請求、訴え又は紛争（「請求」（"Claim"））が生じた場合、当該請求を主張する当事者は、まず、相手方当事者に対し、第一種郵便又は書留郵便により、当該請求の事実及び状況（裏付け

となる書類を含む。）を記載した書面による通知を行うことにより、当該請求を誠実に解決するよう努めなければならない。当該請求を主張する当事者は、受領当事者に対し、当該請求に回答し、又はこれを解決するための 30 日間の期間を与えなければならない。

B. **仲裁。**両当事者が上記の非公式な紛争解決手続により請求を解決することができない限りにおいて、かつ、本規約に別段の明示的な定めがある場合を除き、すべての請求は、カリフォルニア州サンフランシスコにおいて、英語を使用し、その時点で有効な JAMS の仲裁規則及び手続（Arbitration Rules and Procedures of JAMS）に従い、知的財産及び商取引契約に関する紛争解決について相当の経験を有する商事仲裁人一名による、拘束力のある個別の仲裁により解決されなければならず、当該仲裁人は、JAMS の仲裁規則及び手続に従い、JAMS の仲裁人の適切な名簿から選任されるものとする。本契約及び電子的形式で行われた通知の印刷版は、本契約に基づく又は関連する司法手続又は行政手続において、当初から印刷形式で作成され、維持されているその他の業務文書及び記録と同一の範囲で、かつ同一の条件に従い、証拠として認められるものとする。仲裁における勝訴当事者は、これに関連して負担した合理的な費用（合理的な弁護士費用、専門家証人の費用その他一切の費用を含む。）の償還を受ける権利を有する。このようにして下された仲裁判断に基づく判決は、管轄権を有する裁判所において登録することができ、又は場合に応じて、仲裁判断の司法上の承認及び執行命令を求めて当該裁判所に申立てを行うことができる。前記にかかわらず、各当事者は、仲裁人による最終決定までの間、差止めその他の衡平法上の救済を求めて、適切な管轄権を有する裁判所に訴えを提起する権利を有する。本条（「紛争解決」）のあらゆる目的において、両当事者は、カリフォルニア州北部地区所在の米国連邦裁判所の専属的管轄権及び裁判地に同意する。本条を含むがこれに限られない本契約のすべての規定に効力を認めない法域においては、本サービスの利用は許可されない。各当事者は、相手方に対する紛争を、それぞれ個人の資格において提起するものとし、集団訴訟若しくは代表訴訟と称する手続における原告若しくは集団構成員として、又は団体として提起しないことに同意する。さらに、各当事者は、紛争は個別に仲裁されるものとし、集団、併合又は代表訴訟の形で仲裁されないことに同意する。仲裁人は、これらの規定を変更する権限を有しないものとする。本規定のいずれかの部分が執行不能と判断された場合であっても、本規定の残りの部分は完全な効力を存続し、執行不能と判断された部分が本規定に含まれていなかったものとして解釈され、執行されるものとする。

27. 英語版の優先。本契約（当社のプライバシーポリシーを含む。）及び／又はその他の通知及びポリシーの翻訳版は、便宜のために提供される場合がある。ただし、本契約（その他の通知及びポリシーを含む。）の英語版と翻訳版との間に齟齬が生じた場合には、英語版が優先し、これが適用されるものとする。

28. 非独占的関係、合弁事業又は代理関係の否定、Sensor Tower の関連会社。これに反するいかなる定めにかかわらず、本契約は非独占的な性質を有するものとし、本契約のいかなる内容も、Sensor Tower が他の第三者のために、又は自ら及びその関連会社のために、同一又は類似のサービス（又は当該サービスから生じる製品）を履行し、又は提供することを妨げるものと解釈されてはならない。本契約の結果として、代理、パートナーシップ、合弁事業又は雇用の関係が創設されることはなく、いずれの当事者も、いかなる点においても相手方当事者を拘束し、又は拘束しようとするいかなる種類の権限も有しない。本契約の規定は、Sensor Tower、その関連会社及びライセンサーに等しく適用され、かつ、これらの者の利益のためのものであり、これらの者はそれぞれ、当該規定を直接主張し、執行する権利を

有する。Sensor Tower の関連会社は、Sensor Tower に代わって本サービス又はその一部を履行することができ、Sensor Tower は、当該履行について引き続き責任を負うものとする。

29. **完全合意、分離可能性、権利放棄及び存続。**本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全かつ排他的な合意を構成し、本契約の主題に関する、書面によるか口頭によるかを問わず、本契約に明示的に組み込まれていない従前及び同時期のすべての合意（外部の秘密保持契約又は守秘義務契約を含む。）、付与された権利、協議、通信、交渉、約束、取決め、提案、見積り、マーケティング資料、デューデリジェンス資料、表明及び了解に優先し、これらを終了させ、消滅させる。Sensor Tower は、その単独の裁量により、いつでも本規約を変更又は更新することができる。Sensor Tower は、Sensor Tower が管理する一般にアクセス可能な URL に更新後の本規約を掲載するものとし、当該更新後の本規約は、通知に指定された日（日付が指定されていない場合には、通知が行われてから三十（30）日後）に効力を生じる。更新後の本規約の発効日以降にお客様が本サービスへのアクセス又はその利用を継続した場合には、お客様は更新後の本規約を承諾したものとみなされる。明確化のために付言すると、お客様が Sensor Tower に対し、発注書への署名又はベンダー管理システム若しくは支払システムへの登録を要請する場合であっても、それらに含まれる条件については、Sensor Tower が明示的に異議を述べるものとし、当該条件は本契約を変更若しくは補足し、又はその他本契約の一部を構成することはないものとする。本契約に明示的に定める場合を除き、各当事者は、本契約の締結にあたり、いかなる者（本契約の当事者であるか否かを問わない。）の表明、陳述、了解、合意、約束、保証、担保又は付随契約（書面、口頭その他の形式によるかを問わず、また、本契約の日付より前に両当事者により又は両当事者に代わってなされたか否かを問わない。）にも依拠したことはなく、現在も依拠していないことを了承し、各当事者は、これらについて一切の請求又は救済（不実表示に基づく請求を含む。）を有しないものとする。各当事者は、本条項がなければ当該表明、陳述、了解、合意、約束、保証、担保又は付随契約に関して自己が利用可能であったすべての権利及び救済を放棄する。本条のいかなる内容も、詐欺又は詐欺的不実表示に係る責任を制限し、又は排除するものではない。本契約のいずれかの部分又は規定が、管轄権を有する裁判所により無効、執行不能又は法律に抵触すると判断された場合、当該部分又は規定は、可能な限り当該部分又は規定の本来の目的を達成する規定に置き換えられるものとし、本契約の残りの部分は引き続き完全な効力を有する。いずれかの当事者が本契約の権利又は規定を行使又は執行しなかったとしても、当該権利又は規定の放棄を構成するものではない。本契約に基づく権利放棄は、他の違反に関する権利放棄を構成しないものとする。権利放棄は、書面により行われない限り効力を有しない。第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条から第 18 条まで及び第 24 条から第 30 条まで並びに適用される補足規約に定める両当事者の権利及び義務、並びに本契約における両当事者の権利又は義務のうち、その性質上本契約の終了又は期間満了後も存続すべきものは、本契約の終了又は期間満了後も存続する。本契約を構成する文書の条項間に齟齬がある場合、それらの優先順位は次のとおりとする：(1)適用される注文書、(2)適用される補足規約（当該補足規約が適用される特定の本サービスに関してのみ）、及び(3)本利用規約。

30. **追加開示事項。**両当事者は、第 3 条（制限）又は第 5 条（秘密保持）の重大な違反は回復不能な損害を生じさせるものであり、違反していない当事者が利用可能なその他の救済に加えて、当該違反の開始又は継続を防止するために、管轄権を有する裁判所における差止めによる救済が適切であることに合意する。本規約は、複数の副本により締結することができ、その各々が原本とみなされ、それらの全体で一つの同一の合意を構成するものとする。

最終更新日：2026 年 8 月 21 日